

環境先進都市・京都の更なる進化に向けた 今後のごみ減量施策 骨子（案）

～ 京都市廃棄物の減量及び適正処理等

に関する条例 改正骨子（案） 等 ～

市民・事業者の皆様からの
御意見を募集します！



パプコメくん

- ・ 京都市のごみ量は、市民の皆様、事業者の皆様の御理解と御協力により、ピーク時（平成12年度：82万トン）から4割以上削減することができ、市民1人1日当たりの御家庭からのごみ量は、他の政令市の平均である595gの4分の3の445gと、政令市中、最も少ない量となっています。御理解と御協力、ありがとうございます。
- ・ しかし、ここ数年は、ごみの減量がわずかな量にとどまっていることから、現在の年間47万トンから、「ごみ半減プラン※」に掲げる39万トンに向け、ごみの減量を加速させる必要があり、ごみ減量を推進する新たな施策を検討してきました。
 - ※ 「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」（平成22年3月策定）
- ・ この度、平成26年10月3日に提出された京都市廃棄物減量等推進審議会※からの答申を踏まえ、**京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）の改正骨子（案）をはじめ、今後のごみ減量施策の骨子（案）を取りまとめましたので、市民の皆様、事業者の皆様からの御意見を募集します。**
 - ※ 市民、事業者、学識経験者等で構成される市長の諮問機関

御意見の募集期間・応募方法

- 募集期間 平成26年10月24日(金)～平成26年11月23日(日・祝)【必着】
- 応募方法 郵送、FAX、ホームページの応募フォームへの入力、持参のいずれか【様式自由】
- 送付先（持参先）及び問い合わせ先
【住所】〒604-0924
京都市中京区河原町二条下ル一之船入町 384 ヤサカ河原町ビル 8F
京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
【電話】075-213-4930 【FAX】075-213-0453
【応募フォームURL】https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=1577

平成26年10月



京都市

背景

- 京都市のごみ量は、市民の皆様、事業者の皆様の御理解と御協力により、ピーク時から4割以上削減することができました（下のグラフ参照）。
- その結果、かつて5工場あったクリーンセンター（清掃工場）を3工場まで減らすことができ、ごみ処理にかかる費用の大幅な削減と、環境負荷の低減を図ることができました。

■クリーンセンターの建替経費：

約 400 億円×2 工場分＝△約 800 億円

■クリーンセンターの年間運営費：

約 10 億円×2 工場分＝△約 20 億円／年

■家庭ごみの年間収集運搬経費

（平成 18 年度⇒平成 25 年度）：△40 億円／年

■ごみを減らすことで、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO₂など）排出量が減少し、低炭素社会の実現にも繋がります。

■京都市唯一の埋立処分地を長く活用していくことにも繋がります。

- しかし、ごみの処理（ごみの収集、焼却、埋立などのすべての経費）には、今もなお年間282億円もの巨額の経費がかかっています。

■45リットルごみ袋（燃やすごみ）1袋当たりの処理経費：288円

- また、ここ数年は、ごみの減量がわずかな量にとどまっています。

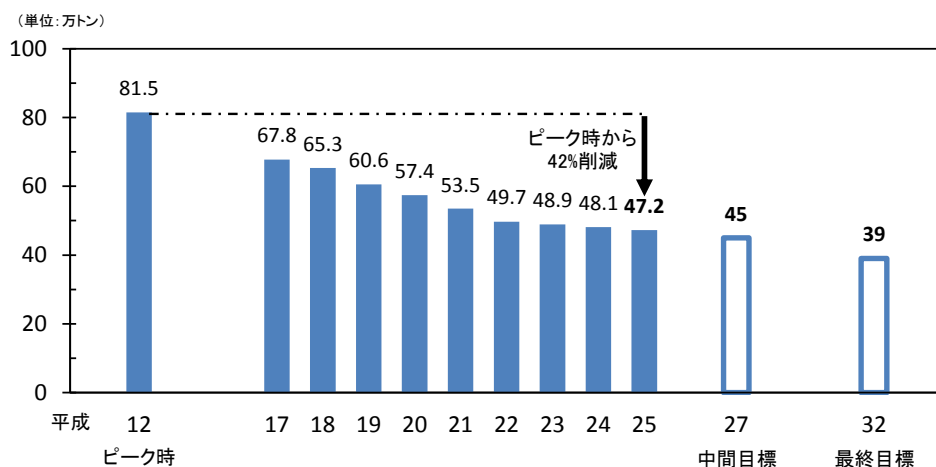
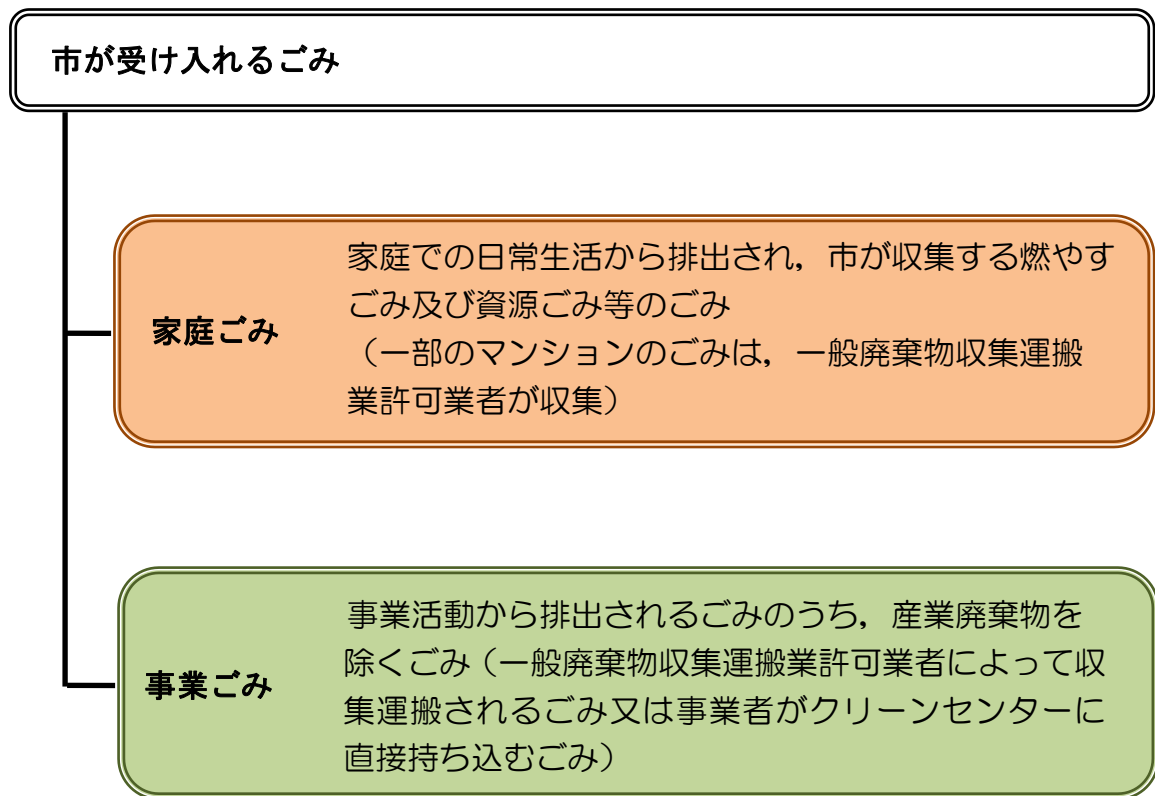


図 京都市のごみ量の推移と目標

- クリーンセンターをより長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間使用した後は、大規模な改修が必要であることから、そのときには、市全体のごみを2工場で処理しなければなりません。
- そのため、ごみの減量を加速させ、現在の年間47万トンから39万トンまで削減する必要があります。
- こうした状況の下、資源・エネルギーの有効利用、環境負荷の低減、ごみ処理コストの最小化に向けて、ごみ減量を推進する新たな施策を講じることが必要です。

《参考》 京都市が受け入れるごみの区分

京都市が受け入れるごみは、「家庭ごみ」と「事業ごみ」に大別されます。



1 条例改正が必要な施策 ～ 詳細は、6～9ページをご覧ください ～

（１）２Ｒ*促進策 ※ リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）

重点化すべき6つの分野（①ものづくり、ものとの付き合い方、②食、③販売と購入、④イベント（祭り、催し等）、⑤おもてなし（観光）、⑥学生等の単身者による分別）に関し、

- ・ 具体的な取組の実施義務又は努力義務
- ・ 関係事業者の報告義務
- ・ 市民モニター制度

等を規定

幅広く２Ｒに関して、関係事業者等に具体的な取組の実施と報告義務を課す政令市で初となる内容の条例化

（２）分別促進策

条例において分別を義務化し、周知・啓発を徹底するとともに、コミュニティ回収など、市民、事業者の皆様の自主的な分別を促進する仕組みを拡充・強化

【説 明】

「ピーク時からのごみ半減」は、現在のごみ減量の取組の延長では成し得ないことから、

- （１）リサイクル（再生利用）よりも、ごみ減量効果が高く、環境への負荷も少ないリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の取組を、シンボリックなターゲットを明確にした上で、促進する必要があります。
- （２）雑がみなどの資源ごみの分別を促進する仕組みを創設し、再生利用を推進する必要があります。

2 条例改正とともに取り組む主な施策

（１）レジ袋有料化等

ア レジ袋使用枚数の最も多い業態である食品スーパーにおけるレジ袋有料化の市内全店舗実施に向けた取組の推進

イ コンビニエンスストア等の食品スーパー以外の業態における有料化等のレジ袋削減の取組の拡大

政令市初

【説 明】

発生抑制の取組の象徴とも言えるレジ袋の削減について、「２Ｒ促進策」に付随して、取組を強化する必要があります。

（２）新たな分別リサイクル方策

ア 家庭ごみ

- ① 古着のコミュニティ回収での回収拡大
- ② 剪定枝の分別機会の拡大（臨時回収など）
- ③ 小型家電、電池、水銀含有廃棄物（蛍光灯等）をはじめとする資源物及び有害・危険ごみの回収の促進

イ 事業ごみ

持込ごみ（剪定枝等の木質ごみ）の民間リサイクル施設への誘導

【説 明】

ア コミュニティ回収や拠点回収等により分別回収を行っているこれらの品目について、「燃やすごみ」への排出割合の方が高いことから、既存の回収ルート of 拡大等による回収促進が必要です。

イ 木質ごみは、その約 40%が民間リサイクル施設で有効利用されているが、クリーンセンターへの搬入手数料が民間リサイクル施設と比べて安価である場合があるなどの現状の下、持込ごみ搬入手数料の在り方等、民間リサイクル施設への誘導策を検討する必要があります。

（３）啓発・指導・支援

ア 地域（地域ごみ減、エコ学区等の団体等）とまち美化事務所・エコまちステーションの連携による、地域や世帯の特性に応じた戦略的でわかりやすい広報・啓発・支援

イ 中小事業者への 2R・分別指導・支援の強化

【説 明】

ごみ減量意識の更なる向上を図るためには、きめ細やかな啓発、支援等が必要であることから、地域との連携による取組や、中小事業者への指導、支援等の取組を推進する必要があります。

（４）ごみ減量の数値目標の設定

ア 家庭ごみ及び事業ごみ

	平成 25 年度	平成 32 年度
ごみの市受入量	47.2 万トン	39 万トン
ごみ焼却量※1	44.4 万トン	34.2 万トン
食品ロス排出量※2	6.7 万トン	5.2 万トン
紙ごみ排出量※2	14 万トン	10 万トン

※1 ごみ焼却量：市受入量から、缶・びん・ペットボトル等の市による資源化量及び直接埋立量を除いた量

※2 食品ロス及び紙ごみ排出量：平成 12 年度（食品ロス 9.6 万トン、紙ごみ 22 万トン）の概ね半減を目指す。

イ 家庭ごみ

プラスチック製容器包装分別実施率、レジ袋排出量、小型家電回収量、電池排出量・回収量（乾電池、充電電池のそれぞれについて）等

ウ 事業ごみ

木質ごみ排出量 等

全国初となる、手つかず食品や食べ残し（いわゆる「食品ロス」）の削減目標を新たに設定
※ 全国で唯一、食品ロスの実態把握を継続的に
行っている本市の特性を生かした取組

【説 明】

「ごみ半減プラン」において、「ごみの市受入量」（平成 32 年度目標：39 万トン）等に加え、新たな施策に対応した数値目標を新たに設定する必要があります。

「イ」及び「ウ」については、今後数値を設定します。

（５）国への政策提言

ものづくり企業への働きかけや、広域的な実施が必要な施策、食品リサイクル法や容器包装リサイクル法等の各種リサイクル制度の改善など、ごみ減量に効果的と考えられるが、市単独での実施に制約がある施策の推進に関する国への提言

【説 明】

市単独での実施に制約がある施策については、その実現に向けて、国への働きかけが必要です。

３ 引き続き検討すべき事項

（１）業者収集ごみ搬入手数料の改定の検討

【説 明】

業者収集ごみの手数料については、平成２０年４月、平成２３年４月、平成２６年４月の３回に分けて段階的に引き上げてきたところであり、今後講じていく施策によるごみ減量の状況や他都市の手数料の状況等を見極めながら、慎重に検討する必要があります。

（２）業者収集ごみの有料指定袋制の導入

【説 明】

プラスチック類や紙ごみなどの分別を徹底した後に残るごみの大半が容積の小さい生ごみであるため、有料指定袋制の導入による減量効果は小さいと考えられます。また、制度を導入する場合、指定袋の製造経費など、年間数億円程度の経費が必要となることも課題です。

1 条例改正の必要性

- 「ピーク時からのごみ半減」は、現在のごみ減量の取組の延長では成し得ないことから、
 - ・ 京都の市民力・地域力を生かした、市民、事業者、京都市の共汗による、2Rで、全国をリードする新たな枠組みを構築するとともに、
 - ・ 分別を促進する仕組み（分別ルールの明確化（義務化）と、分別実施の徹底を目指した取組）を創設し、再生利用を推進する必要があります。
- そのためには、条例を改正して、ごみ減量の意義・必要性を明確化し、市民、事業者等に発信するとともに、2R及び分別の促進を重点事項として定める必要があります。

2 条例の目的

（１）現在の条例の目的

- ごみの減量等により快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することとしています。

（２）新たに加える目的

- 上記に加え、循環型社会（天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会）の形成を目指します。

3 2R促進策 ～ 事業者、市民、京都市^{*1}の共汗による2R等の促進策 ～

（１）関係事業者、市民等の具体的な取組

■＝実施しなければならない取組（実施義務）、□＝実施に努める取組（努力義務）

	事業者等の取組 ^{*2}	市民等の取組
① ものづくりと、 ものの付き合い方	【製造業】 ■ 環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力（乾電池から充電池、蛍光灯からLEDへの転換など）	□ 環境にやさしい製品の利用
	【製造業】 □ 自治体の分別収集や拠点回収への排出を促すPR（電池、蛍光灯、家電等へのラベリングなど） □ 軽量化等により環境に配慮した製品のPR（包装への印字等）	□ 自治体の分別収集や拠点回収への参加 □ 軽量化等により環境に配慮した製品の選択
② 食（販売の観点も含む）	【飲食業】 ■ 食べ残さない食事を促進する客へのPR（小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示など）	□ 食べ残さない食事の実践
	【飲食業】 □ 食べ残し持帰り希望者への対応（ドギーバッグなど） □ 食事用の使い捨て製品の使用抑制（食器、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど）	□ 食べ残さない食事の実践（再掲） □ 食事用の使い捨て製品の使用辞退

■＝実施しなければならない取組（実施義務），□＝実施に努める取組（努力義務）

	事業者等の取組※ ²	市民等の取組
③ 販売と購入（食の観点も含む）	【小売業】 ■ ごみの少ないお買い物・資源物の回収を消費者に促進する店舗でのPR ■ レジ袋が必要かどうかを確認する啓発PR（声掛けや市の方針で確認を促していることを案内する表示の精算場所周辺への掲示など）	□ ごみの少ないお買い物の実践・資源物の回収拠点への排出 □ マイバッグ（買い物袋）の持参，レジ袋の使用辞退
	【小売業】 □ 量り売りや簡易包装，省容器包装販売の推進 □ 容器包装の少ない商品のPR（商品棚への表示など） □ レジ袋の有料化等の実施（ポイント還元，キャッシュバックを含む。） □ 飲食店，販売店（カフェ，コンビニエンスストアなど）でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への啓発PR（声掛け，案内の掲示など） □ 食品の購入時に食事用の使い捨て製品（持ち帰り弁当用の割りばしやスプーンなど）が必要かどうか又は必要な数を確認する声掛け □ 食料品の廃棄ロスを抑えるための販売方法の実施（見切り販売，食料品の欠品理由の表示など） □ 店頭回収の実施（容器包装，家電，電池，蛍光管など）	□ 量り売りや簡易包装，省容器包装販売の利用 □ 容器包装の少ない商品の選択 □ マイバッグ（買い物袋）の持参，レジ袋の使用辞退（再掲） □ 飲食店，販売店でのマイボトル持参と使用 □ 食品の購入時の食事用の使い捨て製品の使用辞退 □ 食料品の廃棄ロスを抑えるための，見切り販売や欠品理由の表示などへの理解と協力 □ 店頭回収への参加
④ イベント（祭り・催し等）	【イベント主催者】 ■ イベントにおける資源ごみの分別回収	【イベント参加者】 □ イベントにおける資源ごみの分別排出
	【イベント主催者】 □ イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け（事前告知等） □ イベントにおけるリユース食器の使用	【イベント参加者】 □ イベントにおけるマイバッグの持参等によるレジ袋の使用辞退 □ イベントにおけるリユース食器の利用

■＝実施しなければならない取組（実施義務），□＝実施に努める取組（努力義務）

	事業者等の取組※ ²	市民等の取組
⑤ おもてなし（観光）	【ホテル・旅館業】 ■ 資源ごみの分別促進に向けた宿泊施設における啓発（宿泊者への分別排出環境の提供又は従業員が分別を行っていることのPR）	【観光旅行者等】 □ 宿泊施設における資源ごみの分別排出
	【ホテル・旅館業】 □ 宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制 【土産物の製造業・小売業】 □ 自己消費用に包装を簡素化した土産物の製造・供給〔製造〕 □ 自己消費用に包装を簡素化した土産物の販売・PR〔小売〕 □ 市外の物産展における京都のごみ減量の取組のPR（簡易包装のPRなど）〔小売〕	【観光旅行者等】 □ 宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制への理解と協力 □ 土産物を自己消費する場合の簡易包装の選択
⑥ 学生等の単身者による分別	【大学】 ■ 学生への減量方法・分別ルールの周知・指導 【集合住宅管理者】 ■ 居住者への減量方法・分別ルールの周知・指導	【大学生・集合住宅居住者】 □ ごみ減量の取組 ■ 分別排出の実施
	【大学】 □ 大学における資源ごみの拠点回収の実施	【大学生】 □ 大学における資源ごみの拠点回収への参加

※1 京都市は、優良事例のPR、先進事業者の表彰その他の支援措置を講じるよう努めます。

※2 上記の6つの分野に記載した関係主体の業種については、事業の一部で上記業種に属する事業を行う場合も含まれます。

（２）関係事業者の取組計画及び実績に関する報告義務

当該年度の取組計画、前年度の取組実績、前年度のレジ袋辞退率の実績（小売業を行う事業者のみ）を報告していただきます。

○ 小売業者

- ・ 店舗面積が 400 m²以上の小売店舗
- ・ 市内のチェーン店の店舗面積の合計が 3,000 m²以上の事業者

○ 飲食業者、ホテル・旅館業者

- ・ 建物の延床面積が一定規模（400～1,000 m²の範囲）以上の事業所
- ・ 市内のチェーン店の店舗面積の合計が 3,000 m²以上の事業者

○ 大学

- ・ 市内の全ての大学・短期大学

○ 集合住宅管理者（届出制）

- ・ 規模要件等で絞り込み

(3) 市民モニター制度

市民の利用機会が多い小売店、飲食店、イベントについて、関係事業者等が「実施しなければならない取組」等の実施状況を、市が委嘱する市民がモニタリングし、市に報告していただきます。

(4) 報告義務対象事業者からの報告内容及びモニター結果の公表

事業者から報告を受けた取組状況、レジ袋辞退率を公表するとともに、市民モニター結果を受け、優良事例や地域ごとの取組状況を取りまとめ、公表します。

(5) 関係事業者等の指導等

報告内容や市民モニター結果等を基に、取組（実施義務）や報告が十分でない関係事業者等に対して指導を行います。指導しても改善されない場合の措置として、改善勧告を、それでも改善されない場合は、勧告内容を公表します。

4 分別促進策

分別・リサイクルによるごみの減量をさらに進めるため、分別への「協力」を「義務」に引き上げることをはじめ、分別促進の仕組みを拡充・強化します。

新たな仕組み

- 現在の条例における、分別への「協力」を「義務」に引き上げ、ルールを明確化
- 分別義務の対象となるごみ

家庭ごみ	事業ごみ
定期収集している資源ごみ（缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属・スプレー缶）、大型ごみ等※ ※薬品類、石油類等の有害・危険物	缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、金属類等の産業廃棄物
資源化可能な紙ごみ（新聞・雑誌・ダンボール、雑がみ）	

☆ 事業ごみの資源化可能な紙ごみのうち、新聞・雑誌・ダンボールと比べて分別実施率が低い「雑がみ」については、より丁寧かつ徹底した周知が必要であるため、他の品目の実施時期から半年の猶予期間を設けた上で分別促進策を実施

- 市民及び排出事業者等への分別実施に関する周知・啓発を徹底
- 分別徹底への手順
 - 家庭ごみ
 - ・ 分別ルール違反のごみにシールを貼付し、残置
 - ・ 改善が見られない場合等において、分別ルール違反ごみの指導徹底
 - ・ それでもなお改善が見られない場合は、分別ルール違反のごみのみ開封調査等を実施し、分別ルールを守らない排出者を指導
 - 事業ごみ
 - ・ クリーンセンターでの搬入物検査を強化
 - ・ 分別ルールを守らない排出事業者等を指導
- 義務違反への措置

指導強化のための必要最小限の規定を整備（罰則を設けずに指導を徹底）

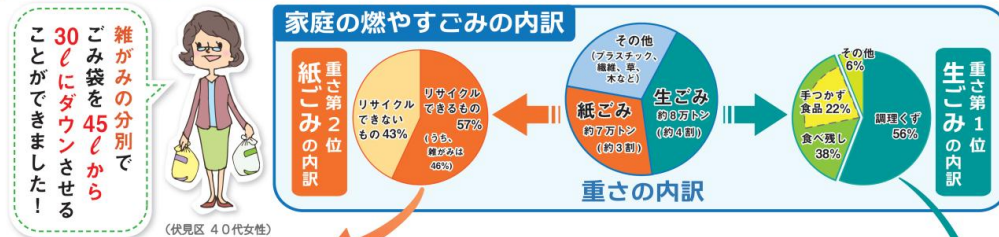
 - 指導 ⇒ 改善勧告 ⇒（事業者のみ、勧告内容の公表）⇒ 命令

今後の予定

- 平成27年2月 市会へ条例改正案（平成27年10月施行予定）を提出
※ 併せて今年度内を目途に「ごみ半減プラン」の見直し・改訂も予定

～ 京都市からのお願い ～

生ごみ・紙ごみの減量で大きくごみを減らすことができます。御協力をお願いします。



紙ごみを減らそう「雑がみ」の分別・リサイクルに取り組みましょう!!

「新聞・ダンボール以外でリサイクルできる紙類」を「雑がみ」といいます!



雑がみの回収の仕組み

- **地域のコミュニティ回収（集団回収）に出してください!**
新たにコミュニティ回収を始めたいとお考えの場合は、まち美化事務所・エコまちステーションに御相談ください。助成制度があります。
- **古紙回収業者の方に出してください!**
「雑がみも必ず回収する」旨のステッカーを貼付している回収業者が回収します。

これらの出し方が難しい場合は、、、

- **回収拠点に持ち込む!**
区役所・支所、まち美化事務所等の市の施設などに持ち込んでいただくことができます。詳しくは [資源物回収マップ](#) 検索
- **「小型金属類・スプレー缶」の収集日に出してください!**
本市が定期収集している「小型金属類・スプレー缶」の収集日と同じ日時・同じ場所に出していただければ回収します。
※ 民間の収集業者がごみを収集しているマンションにお住いの方は、管理者等に御相談ください。

お困りの際は、お近くのまち美化事務所・エコまちステーション又は
まち美化推進課（TEL075-213-4960）へお問い合わせください。

生ごみを減らそう 生ごみ3キリ

- 買った食材を使い切る「**使いキリ**」
- 食べ残しをしない「**食べキリ**」
- ごみとして出す前に水を切る「**水キリ**」

3キリ 使・中! 食・キリ 水・キリ

「生ごみ3キリ運動」の詳しい内容はこちら

京都生ごみスッキリ情報館 <http://www.sukkirikyoto.com/>



燃やすごみに入っていた手つかず食品の例

環境先進都市・京都の更なる進化に向けた今後のごみ減量施策 骨子（案）

～ 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 改正骨子（案） 等 ～

御意見 記入用紙

※ 様式は問いませんが、このページを応募様式として御使用いただけます。

【宛 先】

FAX 075-213-0453

郵 送 〒604-0924 京都市中京区河原町二条下ル一之船入町 384 ヤサカ河原町ビル 8F
京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

【御意見】

■お住まいの行政区： 区

（京都市以外にお住まいの場合： 市・区・町・村）

■性別： 男 ・ 女 ■年齢： 歳代

※差し支えなければ御記入をお願いします。



この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお出してください。

